

函館市ひとり親家庭等子どものための学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市ひとり親家庭等子どものための学習支援事業（以下「本事業」という。）について、円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ひとり親家庭等の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。

このため、このようなひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等の子どもに対し、学習支援と基本的な生活習慣の習得支援を行うとともに、そのひとり親等の生活に関する悩み相談に応じ、ひとり親家庭等の子どもとその親等の生活向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は函館市在住で次の要件を全て満たす小学生以上の児童（以下「対象児童」という。）とする。

- (1) 児童扶養手当受給世帯の児童であること。ただし、中学生については原則生活保護を受給している世帯の児童は除く。
- (2) 学習塾、家庭教師、通信教育等を利用していないこと。
- (3) 学習支援を受ける意思を有すること。

2 前項の規定によるほか、市長が特に認める者。

(事業内容)

第4条 本事業は、第2条の目的を達成するために次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 対象児童に対し、学習習慣の定着等の学習支援を行う。
- (2) 対象児童に対し、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行う。
- (3) 対象児童の保護者（以下「保護者」という。）に対し、生活に

関する悩み相談対応等，適切な助言，指導を行う。

(実施主体)

第5条 本事業の実施主体は函館市とし，事業の一部または全部を母子父子福祉団体，NPO法人，学習支援を行う企業等に委託することができる。

(申請および利用決定)

第6条 本事業の利用を希望する保護者（以下「利用希望者」という。）は，別記第1号様式「函館市ひとり親家庭等子どものための学習支援事業利用登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定による登録申請書を受理した場合は，対象児童と面談のうえ，その内容を審査するものとする。

3 市長は，前項による審査の結果，利用希望者が本事業を利用することが適当であると判断した場合には，別記第2号様式「函館市ひとり親家庭等子どものための学習支援事業利用決定通知書」を利用希望者に通知するものとする。

4 市長は，第2項による審査の結果，利用希望者が本事業を利用することが不相当と判断した場合には，別記第3号様式「函館市ひとり親家庭等子どものための学習支援事業利用不承認通知書」を利用希望者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第7条 本事業の利用決定後に，何らかの理由により利用を辞退しようとする保護者は，別記第4号様式「函館市ひとり親家庭等子どものための学習支援事業利用辞退届」を市長に提出しなければならない。

(利用の停止)

第8条 市長は，本事業の利用決定後に，対象児童として要件を欠いていることを把握した場合，事業の利用を停止できる。

2 市長は，本事業を利用する保護者（以下「利用者」という。）および対象児童が本事業の目的を阻害する行動をとるなど，事業の適性な実施に支障が生じると判断したときは，当該利用者の利用を停止する

ことができる。

- 3 市長は、第1項および第2項の規定により事業の利用を停止した場合には、別記第5号様式「函館市ひとり親家庭等子どものための学習支援事業利用停止通知書」を利用者に通知するものとする。

(実施方法等)

第9条 本事業の実施場所については、派遣型を基本とし、利用者の自宅で実施するものとする。ただし、市長が必要と認める場合はその限りでない。

- 2 本事業の実施に当たり、次の各号に掲げる者を配置するものとする。

(1) コーディネーター

ア 利用希望者の家庭を訪問し、対象児童と面談のうえ、家庭状況を把握し、第4条に規定する必要な支援の内容を検討するものとする。

イ 利用者の家庭に適した訪問相談支援員および学習支援員を選定するものとする。

(2) 訪問相談支援員

ア 利用者の家庭を訪問し、学習計画の策定、学習支援員の派遣調整等を行うものとする。

イ 利用者からの相談に対して適切な助言、指導を行うものとする。

ウ 利用者の家庭の対象児童に対して、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行うものとする。

(3) 学習支援員

ア 学習計画に則り、利用者の家庭の対象児童に対して学習支援を行うものとする。

イ 利用者の家庭の対象児童に対して、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行うものとする。

(細則)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は，平成30年4月1日から施行する。